

氏名(本籍)	たけむらみずほ 竹村瑞穂(茨城県)		
学位の種類	博士(体育科学)		
学位記番号	博乙第2592号		
学位授与年月日	平成24年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	ドーピング禁止の是非に関する応用倫理学的研究		
主査	筑波大学教授	博士(体育科学)	中込四郎
副査	筑波大学教授	博士(人間科学)	真田久
副査	筑波大学教授		岡出美則
副査	筑波大学教授	博士(文学)	桑原直巳
副査	中京大学教授	博士(体育科学)	近藤良享

論文の内容の要旨

(目的)

ドーピングはスポーツ界が抱えている大きな問題の一つであり、スポーツ内外に大きな影響を与えている。しかしながら、その禁止根拠については検討すべき課題が残されている。そこで本論文では、ドーピング禁止の是非について応用倫理的に考察を行い、禁止根拠の問題についてある枠組みから一つの新たな結論を提示することを目的とした。

(概要)

上述の目的を達成するために次のような課題を指定した。

1) 「J.S. ミルの自由概念がドーピング禁止根拠を奪っている」という既存の見解を再考するために、J.S. ミルの自由概念そのものについて考察を行い、その特徴を理解することによって、この立場における理論の限界点や問題点を明らかにする。また、自由の問題の中でもとくに身体に対する自己決定の問題は、その前提として、「身体(person)所有権」概念が存在しており、この問題についても読み解いていく。2) 先行議論における問題点を明らかにした上で、義務論的立場からドーピング禁止論拠について考察する有用性を示し、新たな見解の提示を試みる。とくに着目するのは、「自己に対する義務」概念であるが、本研究において義務論が核心となる理由について論ずる。3) 義務論的立場からドーピング禁止が認められ得ない場合について指摘し、その場合、スポーツ哲学的考察が必要とされることを明示する。

そしてこれらの課題について本論文では以下のような論文構成で論考されていった。

第一章：自由主義的立場におけるドーピング論の批判的検討(1)

自己決定権をめぐって

第二章：自由主義的立場からみるドーピング論の批判的検討(2)

身体的所有をめぐって

第三章：自由主義的立場からみるドーピング論の超克：「自己に対する義務」概念からみるドーピング

第四章：新たなドーピング技術とその倫理的問題性：自由主義と義務論による比較考察

第五章：ドーピング問題に対するスポーツ哲学的考察の要諦－生命倫理学とスポーツ哲学の接点－
本研究を通して得られた成果は次のように纏められる。

一つは、「生命倫理的考察」における、自由主義的見解の超克がある。具体的に言えば、先行議論で指定されている、「J.S. ミルの自由概念が壁となり、ドーピングの禁止根拠はいまだない」というテーゼを超克したことである。この見解を打破するためには、私的自由の制約を「いかに」「どこまで」設定するかが問題であった。それを「自分自身に対する義務」という概念によって可能にし、生命・身体に悪影響が及ぶ場合において、私的自由の行為の制約を設けた。

もう一つの成果は、「スポーツと倫理」の分野からスポーツ哲学的考察として、ドーピング禁止の是非を試みたことである。先行議論においては、スポーツの本質（スポーツとはなにか、という事実判断）を根拠にドーピング禁止を導出する立場があるが、その誤謬性をもとに、本質論からは、「スポーツがどのように在るべきか」という倫理に関わる判断は導出できないと指摘した。ドーピング禁止の是非について考察するためには、「スポーツとはなにか」ではなく、「どのように在るべきか」の問題であるとし、人間の文化に対する志向性や欲望という能力を根拠に「スポーツは在るべきである」という根本命題を据えて、そこから「どのように在るべきか」が具体的に導出されるべきであると提唱した。これにより、スポーツ文化の保護と継承において、次世代への責任という倫理的視点を加えることが必要であるとの指摘に繋がった。

以上の主な二点が本論文の成果であり、またオリジナリティが認められる部分である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、ドーピング禁止根拠としてのミルの自由概念の限界を明確にし、内的強制による「自己に対する義務」概念の有効性、そして「スポーツがどのように在るべきか」といったスポーツ哲学的視点の重要性を明らかにした。このことは、ドーピング禁止根拠を明確にしたと同時に、アンチ・ドーピング運動に対して重要な示唆を与えたことになり、高い評価が与えられる。

今後は、アンチ・ドーピング教育の実践的な活動を展開して行く事を視野に入れながら、さらに基礎研究を深め、本論文での成果をさらに精緻化していくことが期待される。そして、アンチ・ドーピング教育のモデル構築、さらにはそれに基づく実際の教育等が、今後の課題としてあげられる。

平成 24 年 1 月 6 日、博士（体育科学）学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明をもとめ、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第 11 条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。